## 改定男女共同参画プラン (素案)

平成 22 年 10 月

寒川町

## 目次

邪	1	理	81	·Ш	の珠	Œ	1	0)	75	0	C																						
	1	1	計画	0	策定	趣	旨								٠	٠				•		٠		٠									1
	2	100	計画	0	性格						٠																						2
	3	92	計画	期	間		*	•		*	•			٠		٠	٠	•		٠	٠			•	٠	,	•						2
第	2	章	함	画	の考	え	力																										
	1	7	基本	理	念													٠	٠	٠				٠		×	٠		٠		٠		3
	2	2	基本	目	標																٠												5
	<	体	系図	>																													
第	3	爺			の展																												
Ι					分野																•			٠	٠	٠	٠	٠	٠	٠	٠		7
	1	1	<b>汝策</b>	P	方針	決	定	過	程	な	R	^	0	女	性	0	容	画	0	促	進		٠	٠	٠			٠	٠	٠	•		8
	2	7	女性	0)	チャ	V	V	3	支	援		٠	٠	٠	٠	٠			•	٠	٠		٠	٠	٠	٠	٠						9
П		男3	女の	人	権の	尊	重			٠	•		*	•		*	*			•		•			*							1	0
	1	9	異性	12	対す	3	暴	力	0)	根	絶		*				٠		•		•											1	O
	2	,	人権	尊	重の	た	89	0	対	策		٠							•		•	.*			٠							1	1
	3	1	主涯	を	通じ	た	D	身	0	健	康	3	<	0	0	充	実		٠						٠							1	2
Ш		仕	年と	生	舌の	調	和	(	ワ	_	ク	٠	ラ	1	7		13	ラ	2	ス	)												
												推	進	0	た	80	0	環	境	1	<	19										1	3
	1	1/2	比業	環	竟に	お	け	3	男	女	共	同	谷	圃	0	促	進															1	5
	2	1	土事	2	家庭	٠	地	域	活	動	Ł	0)	両	立	0	支	援		٠			٠										1	7
IV		男力	大共	同	参画	社	会	実	現	0	た	85	0	意	識	づ	<	ŋ														1	9
	1	I	战場	P	地域	に	<b>t</b>	け	3	意	識	3	<	ŋ	0	推	進							٠								1	9
	2	500	京庭	200	学校	に	#	け	る	意	識	3	<	ŋ	0	推	進		٠	٠		٠	٠	٠	٠	٠						2	0
第	4	章	具	体的	的な	取	組	(	実	施	計	画	)																				
	具	体的	り取	りき	組み	(	実	施	計	画	)																					2	3
					分野																											2	4
П					雀の																											2	8
Ш		仕事	45	生	舌の	調	和	(	ワ		ク		ラ	1	7		K	ラ	ン	ス	)												
					231										た						-Ow	0							,			3	4
IV		男士	z #:	同言	を画	补	4	実	現	0			¥.						53		22	9										4	3

第	5章	計画の推進														
	1	町民参加による推進			٠										4	5
	2	庁内の推進体制・				٠									4	5
	3	関係各機関との連携						٠			,		٠		4	5
	4	計画の進行管理・							٠						4	5

# 第1章

計画の策定にあたって

## 1 計画の策定趣旨

平成11年6月に男女共同参画社会基本法が施行されてから、今年で1年目を 迎えます。

寒川町では、平成12年3月に「さむかわ男女共同参画プラン」を策定し、平成12年度から17年度までの6年間を実施期間として推進に努めました。この間、男女がともに主体性をもった生き方を自由に選択し、いきいきとした人生を送ることができ、性別によって役割を押しつけられることなく、個人の人権が尊重され、多様な生き方を追求でき、社会のあらゆる分野に主体的に参画できる男女共同参画社会の形成に取り組みました。

その間、国では「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」の制定や改正、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正、「次世代育成支援対策推進法」の制定、神奈川県では「神奈川県男女共同参画推進条例」の制定など、社会情勢の変化に応じた法律や条例の整備が行われました。

こうした国や県の動向に対応する形で、町では平成 18 年 3 月に「第二次さむかわ男女共同参画プラン〜男女がともに輝くように〜」を策定し、平成 22 年度までの 5 年間を実施期間として、引き続き男女共同参画社会の形成に取り組んできました。

「第二次さむかわ男女共同参画プラン」の策定から 5 年が経過し、この間にも、「女性の再チャレンジ支援プラン」の策定や改定、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」の改正、「配偶者暴力防止法」の改正、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定など、男女共同参画に関連した新たな法改正や指針等の策定がありました。

しかしながら、平成 22 年 2 月に町が実施した「男女共同参画社会に関するアンケート(町アンケート)」の結果では、男女が平等になっているかという問に対して、「社会通念、習慣、しきたりなど」では、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた「思わない」という人の割合が男性全体の 49%、女性全体の 64%を占めています。同様に「社会全体」「職場の中で」「政治の場で」についても、平等だと「思わない」という人の割合が「思う」という人の割合を大きく上回っています。

また、全国的傾向としてはデートDVなど、既存の法制度で定義しきれない 現代的課題も顕在化してきています。

こうした状況から、町におけるこれまでの男女共同参画社会の形成に向けた

取り組みはいまだ十分とは言えず、近年の問題傾向に対する認識を新たにしな がら、男女がともに、自らの能力を発揮し、個性を伸ばし、自由に生き方を選 択できる社会をつくるという取り組みが、引き続き必要であると考えます。

折しも国の第 3 次男女共同参画基本計画と時期を同じくしての策定となりました。国の動向には十分留意しつつも、原則的には前回の「第二次さむかわ男女共同参画プラン」をベースに、法改正等の動きや町アンケートの結果を踏まえながら、寒川町の現状に対応した計画として、ここに「(仮称) 第 3 次さむかわ男女共同参画プラン」を策定するものです。

## 2 計画の性格

この計画は、寒川町総合計画「さむかわ 2020 プラン」に基づく分野別の基本 計画の一つであり、寒川町における男女共同参画社会の形成を目指す上での、 言わば道しるべとなるものです。町民、事業所、そして関係各機関や町が、そ れぞれの立場に応じた役割を十分に果たしながら、それぞれの場面で取り組む ことが求められる実行計画です。

## 3 計画期間

この計画の実施期間は、平成23年度から平成27年度までの5か年とします。 なお、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。



第2章

計画の考え方

## 1 基本理念

#### 『男女共同参画社会の形成』

平成11年6月に施行された男女共同参画社会基本法には、「男女共同参画 社会の形成」について次のように定義されています。

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる 分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、 経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担 うべき社会を形成することをいう。

寒川町では、「男女がともに、自らの能力を発揮し、個性を伸ばし、自由 に生き方を選択できる社会をつくること」が、『男女共同参画社会の形成』 という基本理念の実現につながると考えます。

そのためには、個人個人の意識の向上はもちろんのこと、性別による固定 的な役割分担意識にとらわれない価値観や社会の仕組みをつくることが必要 です。

この計画では、基本理念の実現に向けた基本的な考え方を3つに整理し、 それぞれ次のように定めて、寒川町における男女共同参画社会の形成に取り 組みます。

## <基本的な考え方>

## (1) 人権が尊重され、男女が平等な地域社会づくり

人権の尊重と男女平等は、基本的人権として日本国憲法に明記されています。

しかし、現実の社会の中では、女性が女性であるというだけで、その能力 を発揮する機会を十分に与えられなかったり、その能力や実績を正当に評価 されないといった不平等が存在しています。

こうした不平等のもとには、性別による固定的な役割分担意識など、偏った男女観があり、女性に対して不利益なだけでなく、男性の生き方の自由な選択を阻むことにもつながっています。

そのような差別や偏見をなくし、それぞれひとりの個人として尊重され、 平等に扱われることが必要です。

## (2) 男女が自立し、あらゆる分野に参画できる地域社会づくり

男女平等の意識は広まっているものの、現実的には家庭・地域・職場などで、「男だから、女だから」という固定的な役割分担意識がまだ残っています。

真に豊かな社会を実現するためには、男女ともに自立し性別にかかわりな く個人を尊重するという意識を持つことが大切です。

## (3) いきいきと安心して暮らせる地域社会づくり・

地域社会は、そこに住む人々やそこで活動する人々が互いに支え合うこと が大切ですが、ライフスタイルの多様化により人々の地域社会への関心が薄 れてきています。

男女ともに、健康で、いきいきと安心して暮らしていくためには、地域社会において、そこでかかわり合う人々の連帯意識を醸成することが必要です。

## 2 基本目標

基本理念に基づいて、男女共同参画社会の形成を実現するため、次の4つの 基本目標を掲げ、具体的な事業を展開します。

#### I あらゆる分野での男女共同参画の促進

職場や地域などあらゆる分野において、男女が社会の対等な構成員として 参画できることは、男女共同参画社会の形成にとって不可欠なことです。特 に、女性が政策や方針決定過程、団体の意思形成の過程に関わることは、社 会の構成員の意思を適切に反映する意味でも重要です。

全国の女性雇用者数は、全雇用者数の約4割を占め、平成21年度までの 5年間の伸びは微増ながら増加傾向を示しているものの、十分であるとは言 えません。町の審議会等への女性の参画についても、まだまだ十分とは言え ません。

また、自治会などの住民活動という視点で見ても、女性の参加そのものは 多いもののリーダー的立場での参画となると、まだまだ少ないのが現実です。 そこで、事業所等をはじめ様々な場面に女性が登用されるよう促進すると ともに、女性が様々な分野にチャレンジしていくための意識啓発や学習機会 の充実を図ります。

## Ⅱ 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の形成は、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、個人が自由な意思のもと、各分野で能力が発揮できるようにすることが求められます。

そこで、男女の人権尊重の意識啓発と相談事業、情報提供の充実を図ります。

Ⅲ 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス※) 推進のための環境づくり 男女共同参画社会の形成によって、誰もが仕事と家庭生活、地域生活、個 人の自己啓発や趣味など様々な活動について、自ら希望するバランスで調和 のとれた生活ができることを目指します。

そのためには、男女ともに、その価値観やライフスタイルに応じた多様な働き方ができるような労働環境と、仕事と家庭・地域活動との両立が可能な環境をつくることが求められます。

そこで、男女雇用平等の意識啓発や労働相談に関する情報の提供、保育環境の充実や家事・育児・介護などへの男性の参加促進などを図ります。

※ ワークライフ・バランス:仕事と生活の調和。老若男女誰もが仕事、家庭生活、 地域生活、個人の自己啓発・趣味など様々な活動について、自ら希望するバラン スで展開でき、多様な生き方が選択・実現できるようになること。

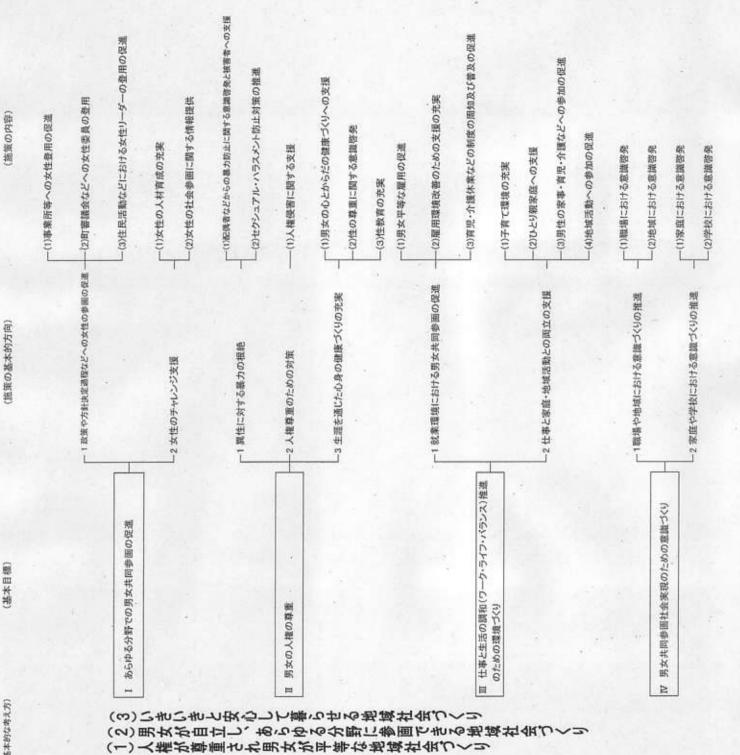
## Ⅳ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

男女共同参画社会の形成を実現するためには、職場や地域、家庭や学校といったそれぞれの場で、町民一人ひとりが、性別による固定的な役割分担意識を見直していくことが必要です。

そこで、職場や地域において男女平等意識や男女共同参画についての理解 を深めるための研修や講演会などを実施することにより、町民への意識啓発 を図ります。

また、家庭において男女共同参画意識の醸成を図るとともに、学校においては男女平等教育推進と学校教育関係者への意識啓発や研修の充実を図ります。

## 男女共同参画社会の形成



第3章

施策の展開

## 基本目標

## I あらゆる分野での男女共同参画の促進

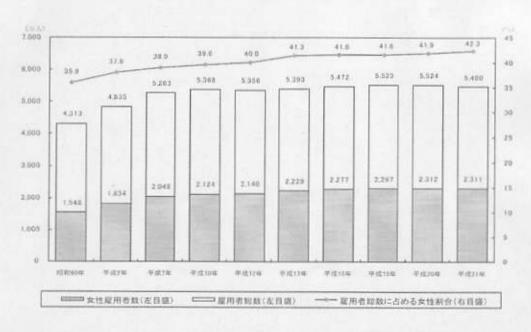
職場や地域などあらゆる分野において、男女が社会の対等な構成員として 参画できることは、男女共同参画社会の形成にとって不可欠なことです。特 に、女性が政策や方針決定過程、団体の意思形成の過程に関わることは、社 会の構成員の意思を適切に反映する意味でも重要です。

全国の女性雇用者数は、全雇用者数の約4割を占め、平成21年度までの 5年間の伸びは微増ながら増加傾向を示しているものの、十分であるとは言 えません(グラフ①参照)。町の審議会等への女性の参画についても、まだま だ十分とは言えません。

また、自治会などの住民活動という視点で見ても、女性の参加そのものは 多いもののリーダー的立場での参画となると、まだまだ少ないのが現実で す。

そこで、事業所等をはじめ様々な場面に女性が登用されるよう促進すると ともに、女性が様々な分野にチャレンジしていくための意識啓発や学習機会 の充実を図ります。

## グラフ①雇用者数及び雇用者総数に占める女性割合の推移



資料:厚生労働省「平成21年版働く女性の実情」

## 施策の基本的方向

## 1 政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進

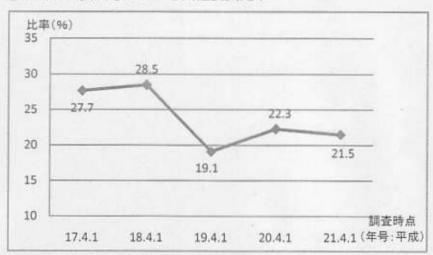
町も含めて、事業所等における女性従業員の割合や管理職に占める女性の 割合は、依然として低い水準にあります。

また、町の審議会等への女性の参画についても、委員構成における男女比 に配慮するよう努めてはいるものの、まだまだ十分な状況とは言えません (グラフ②参照)。

自治会をはじめとする様々な住民活動の状況を見ても、女性リーダーの存在については、まだまだ少ないというのが現実です(グラフ③参照)。

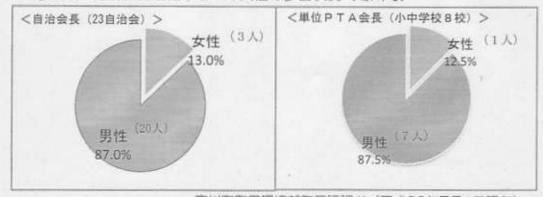
こうした状況を踏まえ、職場や地域において女性が積極的に参画し、社会 の構成員としての意思を適切に反映できるように、町の様々な政策や民間団 体の方針決定過程における女性の参画機会の拡充を促進します。

#### グラフ②寒川町審議会等における女性委員比率



内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に 関する施策の推進状況」より作成

#### グラフ③政策・方針決定過程などへの女性の参画状況 (寒川町)



寒川町町民環境部町民課調へ(平成22年7月1日現在)

#### 施策の内容

#### (1) 事業所等への女性登用の促進

町内の各事業所等に対して男女の雇用機会均等の啓発を行い、女性の雇用を促進するとともに、管理職への積極的な女性登用を促進します。

## (2) 町審議会等への女性委員の登用

ポジティブ・アクション(積極的改善措置) \*\*を推進するため、男女が均衡のとれた構成比になるよう女性委員登用率の目標値を30%に設定し、それぞれの審議会等に相応しい意見の反映ができるようにします。

※ ボジティブ・アクション(積極的改善措置):男女が社会の構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいい、男女共同参画社会基本法第2条第2号において規定されている。

## (3) 住民活動などにおける女性リーダーの登用の促進

リーダーとしての積極的な登用を促進するとともに、住民活動への女性の参加をより一層促進することにより、将来リーダーになるべき女性を育てようとするものです。

## 施策の基本的方向

## 2 女性のチャレンジ支援

職場や地域において女性が積極的にリーダーとして活躍するためには、所属する組織が積極的な女性登用を推進する一方で、女性自身の意識啓発や能力開発が必要です。

そこで、就業や住民活動について積極的に取り組む女性のために、講座等による意識啓発や能力開発、様々な情報提供による就職・再就職の支援を行います。

#### 施策の内容

#### (1) 女性の人材育成の充実

女性がその個性と能力を発揮して、これまで女性が少なかった分野や管理職登用など政策や方針の決定過程への参画を目指すための 意識啓発や、キャリアアップに必要な能力開発の機会充実を図ります。

#### (2) 女性の社会参画に関する情報提供

資格取得やスキルアップのための講座情報や就職・再就職など採 用に関する情報を提供します。

## 基本目標

## Ⅱ 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の形成は、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、個人が自由な意思のもと、各分野で能力が発揮できるようにすることが 求められます。

そこで、男女の人権尊重の意識啓発と相談事業、情報提供の充実を図ります。

## 施策の基本的方向

#### 1 異性に対する暴力の根絶

暴力は、いかなる理由であろうと決して許されるものではありませんが、 配偶者などからの暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」と言 う。)や性的な嫌がらせ(セクシュアル・ハラスメント、以下「セクハラ」 と言う。)は、残念ながら身近なところで実際におきています(グラフ④参照)。 昨今では、恋人同士の間における暴力(以下「デートDV」と言う。)も 顕在化しており、社会的問題になりつつあります。

DVについて国では、平成13年に配偶者暴力防止法を制定し、その後実態に対応する形で法改正するなど、被害者の支援について法整備を行っています。

町でも、DVやセクハラについて、被害防止のための町民への意識啓発を 積極的に行うとともに、被害者のための支援体制の充実を図る必要がありま す。

そこで、DVに関する情報提供やセクハラ防止の研修会等の開催により、 町民や事業所等への意識啓発を行うとともに、DV相談や緊急一時保護事業 による被害者への支援を推進するなど、DVやセクハラの防止対策を推進し ます。

## 施策の内容

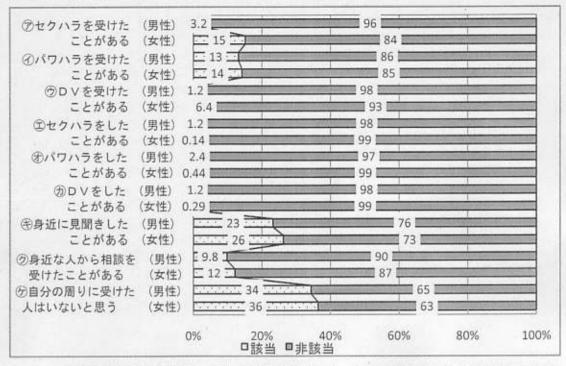
#### (1) 配偶者などからの暴力防止に関する意識啓発と被害者への支援

DVに関する様々な情報を発信し、町民がDVの被害者にも加害者にもならないよう意識啓発を図ります。

また、被害者が最初に接する相談窓口として、関係機関との連携 により被害者の保護を行います。

#### (2) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

広報紙などでセクハラ防止のための情報を発信し、町民への意識 啓発を図るとともに、人権相談や関係機関での相談窓口についての 情報を提供します。



グラフ ④ 職場・地域・学校・家庭などでのハラスメント等

寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート(平成22年2月)集計結果」より

## 施策の基本的方向

#### 2 人権尊重のための対策

人権問題は、性別や職種、年齢、国籍などにかかわらず様々な場面でおこりうることです。権力や地位を利用した嫌がらせ(パワーハラスメント、以下「パワハラ」と言う。)や人種差別、子どもや高齢者など社会的弱者への虐待といった様々な人権侵害への対応と防止対策が求められています(グラフの参照)。

グラフ⑤児童虐待相談件数及び高齢者虐待相談件数



高齢者虐待相談件数:寒川町地域包括支援センター調べ

#### 施策の内容

#### (1) 人権侵害に関する支援

各種の相談業務の実施や関係機関との連携を図るとともに、広報 紙やホームページ、町施設を通じて人権侵害の防止についての情報 提供により、町民の意識啓発を行います。

## 施策の基本的方向

## 3 生涯を通じた心身の健康づくりの充実

心身ともに健康で自立した生活を送ることは、男女を問わず様々な分野に おいて、個人がその持てる能力を発揮し活躍するための大前提です。

そして、一人ひとりの人権が尊重され、十分にその能力が発揮されるため には、男女がお互いの性についてよく理解し、尊重することが大切です。

#### 施策の内容

#### (1) 男女の心とからだの健康づくりへの支援

心身の健康保持や増進のために、町民の健康づくりを支援します。

#### (2) 性の尊重に関する意識啓発

男女がお互いの性を尊重し、女性の生涯を通じた健康の保持増進を図ります。

#### (3) 性教育の充実

発達段階に応じた適切な性教育や性に関する情報提供の充実を図ります。

## 基本目標

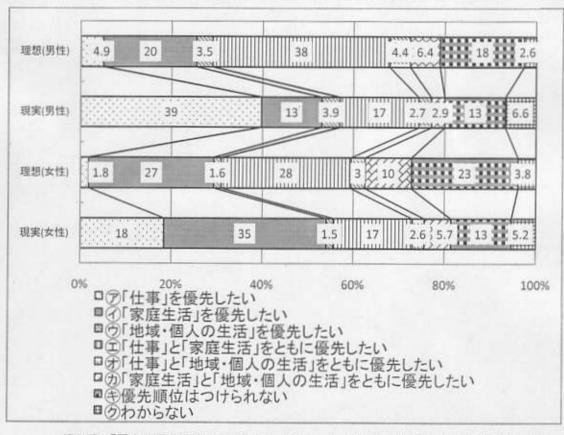
## Ⅲ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のための環境づくり

男女共同参画社会の形成によって、誰もが仕事と家庭生活、地域生活、個人の自己啓発や趣味など様々な活動について、自ら希望するバランスで調和のとれた生活ができることを目指します。

そのためには、男女ともに、その価値観やライフスタイルに応じた多様な働き方ができるような労働環境と、仕事と家庭・地域活動との両立が可能な環境をつくることが求められます(グラフ⑥⑦⑤参照)。

そこで、男女雇用平等の意識啓発や労働相談に関する情報の提供、保育環境の充実や家事・育児・介護などへの男性の参加促進などを図ります。

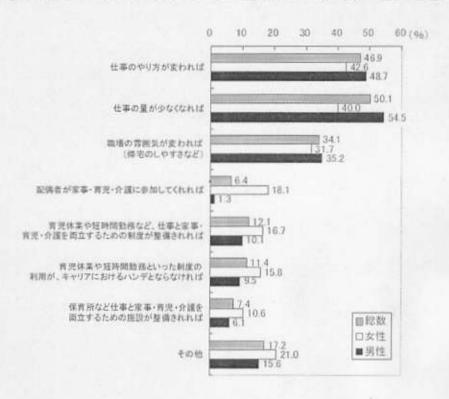
## グラフ⑥「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の関わり方の理想と現実



寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート (平成22年2月) 集計結果」より ※「現実」は実際に「~優先している」ことを表したもの。例えば男性は、理想 では「仕事を優先したい」人は4.9%だが、現実は39%の人が「仕事を優先して いる」ということを表している。

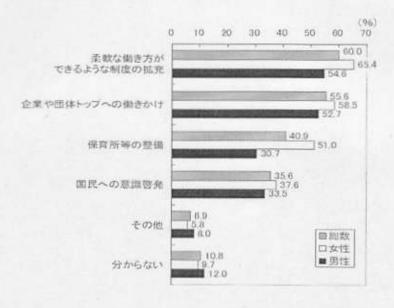
#### 基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和推進のための環境づくり

## グラフ⑦自分が希望する時間の取り方のために必要なこと(性別)(複数回答)



内閣府男女共同参画局「男女のライフスタイルに関する意識調査(平成21年9月)」より

グラフ®仕事と生活の調和を実現しやすい社会にするために、行政に期待する こと(性別)(複数回答)



内閣府男女共同参画局「男女のライフスタイルに関する意誠調査(平成21年9月)」より

## 施策の基本的方向

## 1 就業環境における男女共同参画の促進

男女共同参画社会の形成にとって、男女雇用機会均等法や労働基準法などの関係法令に基づいて、事業所等における労働環境が整備されることは、とても重要です(グラフ®参照)。

例えば、男性の育児や介護の休業取得が進まない要因として、男女間の賃 金格差がなかなか解消されないことが挙げられています(表①参照)。

法令に基づく男女平等な雇用など雇用環境整備の意識啓発を図るとともに、 雇用環境改善のための様々な講座や相談業務について、情報提供を行います。

## グラフ ⑨制度を実際に利用するに当たって、最も重要なこと(性別・年代別)



内閣府男女共同参画局「男女のライフスタイルに関する意識調査(平成21年9月)」より

#### 表①男女別平均賃金(賃金総額)の推移と男女間格差

(厚位:円、指数)

年	男 性 平均質金	女 性 平均資金	男女間格 差	di	男 性 平均質金	女 性 平均質金	男女問格差
平成2年	348, 700	192, 790	55.3	平成12年	403, 790	253, 070	62, 7
平成3年	362, 460	202, 260	55.8	平成13年	403, 290	264, 600	65. 6
平成4年	367, 930	208, 950	56.8	平成14年	397, 750	255, 440	64, 2
平成5年	376, 830	220, 920	58.6	平成15年	396, 560	265, 200	66, 9
平成6年	380, 080	227, 630	59.9	平成16年	400, 260	258, 910	64.7
平成7年	390, 670	231, 760	59.3	平成17年	397, 940	268, 500	67.5
平成8年	393, 600	235, 310	59.8	平成18年	401, 930	274, 300	68. 2
平成9年	401, 870	242, 700	60.4	平成19年	408, 280	270, 880	66.3
平成10年	400, 590	241, 990	60, 4	平成 20 年	396, 280	277, 920	70.1
平成11年	405, 220	255, 820	63.1	平成21年	377, 790	267, 250	70.7

<sup>\*</sup>男女問格差=女性平均賃金÷易性平均賃金×100

神奈川県商工労働部「神奈川県賃金等調査結果報告書(平成22年2月)」より

#### 施策の内容

#### (1) 男女平等な雇用の促進

主として事業所等を対象に、男女雇用機会均等法などの周知を行い、意識啓発を図ります。

#### (2) 雇用環境改善のための支援の充実

正規雇用、非正規雇用の賃金格差や労働条件改善に向けた様々な 講座や相談、就職に向けた面接会などの情報提供を行います。また、 関係機関と連携しながら就職面接会や相談会を開催します。

## (3) 育児・介護休業などの制度の周知及び普及の促進

事業所等や労働者に対して、育児や介護のための休業制度につい て周知し、制度の普及を促進します。

## 施策の基本的方向

## 2 仕事と家庭・地域活動との両立の支援

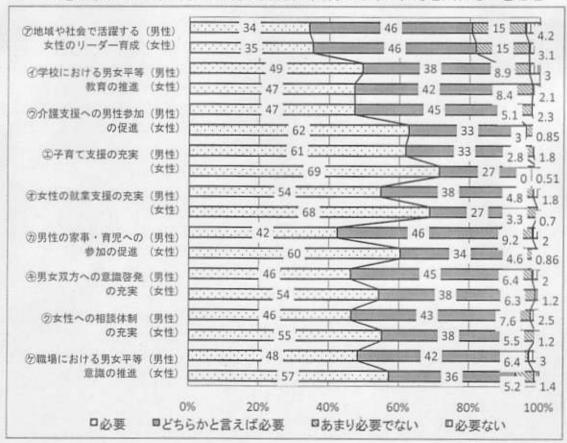
夫婦共働き世帯の増加に伴い、保育園や児童クラブなど子育て環境を支援 する事業について、さらなる充実が求められています。

家事や育児、介護などの家庭生活においては、性別による固定的な役割分担意識が根強いことや職場等での育児・介護休業への理解などの問題から、まだまだ女性にその役割が偏っているのが現状です。

男女がともに仕事と生活の調和のとれた日常を送るためには、育児や介護などを男女が協力して担うことが重要であり、男性の積極的な参加が求められていると言えます(グラフ⑩参照)。

また、清掃や防災などの地域活動については、全国的に男女とも参加状況 は低いものの、社会への貢献意識は高いものがあるので、町においても地域 活動に関する情報提供を行い、地域活動への参加を支援します(グラフ⑪参 照)。

グラフ⑩今後、寒川町の男女共同参画社会の実現のために、力を入れるべきこと



寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート(平成22年2月)集計結果」より

#### 質問内容:日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思ってい るか、それとも、あまりそのようなことは考えていないか。 80.0 70.2 70.7 70.0 65.5 ----思っている(男性) 63.0 64.4 59.7 59.2 68.4 68.0 64.9 60.0 一間一あまり考えていない (男性) 58.6 58.9 59.5 50.0 一…思っている(女性) 37.0 37.6 37.0 35.8 40.0 → あまり考えていない (女性) 32.4 36.6 36.0 34.4 33.8 29.2 29.2 30.0

27.6 27.6

20

19

#### グラフ⑪社会への貢献意識の推移(性別)

内閣府「社会意識に関する世論調査」より作成

21 調査年度(平成)

#### 施策の内容

20.0

## (1) 子育て環境の充実

15

16

17

18

男女の多様な働き方を支援するため、保育環境の充実を図るとと もに、子育てに関する相談や情報提供を行います。

## (2) ひとり親家庭への支援

母子家庭や父子家庭の自立に向けた支援に取り組みます。

## (3) 男性の家事・育児・介護などへの参加の促進

各種講座の開催や情報提供により、男性が家事や育児、介護に参加しやすくなるよう意識啓発を図ります。

#### (4) 地域活動への参加の促進

広報紙やホームページなどで地域活動に関する情報提供を行い、 男女の地域活動への参加を支援します。

## 基本目標

## Ⅳ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

男女共同参画社会の形成を実現するためには、職場や地域、家庭や学校といったそれぞれの場で、町民一人ひとりが、性別による固定的な役割分担意識を見直していくことが必要です。

そこで、職場や地域において男女平等意識や男女共同参画についての理解 を深めるための研修や講演会などを実施することにより、町民への意識啓発 を図ります。

また、家庭において男女共同参画意識の醸成を図るとともに、学校においては男女平等教育推進と学校教育関係者への意識啓発や研修の充実を図ります。

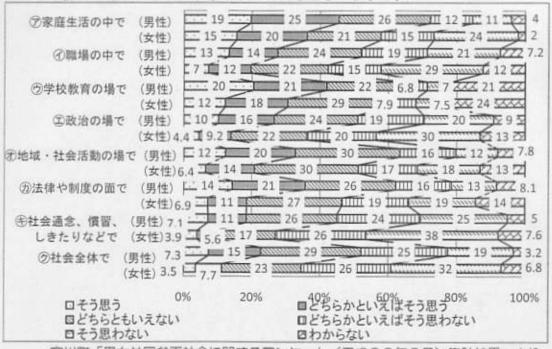
## 施策の基本的方向

## 1 職場や地域における意識づくりの推進

職場における男女平等意識についてはまだまだ低いという認識が強く、改善が望まれています(グラフ⑫参照)。事業所等において労働環境が整備されることと同様に、そこで働く人達の意識が高まることがとても重要です。

また、地域活動についても、性別にとらわれず男女が積極的に活動に参加 することが重要で、そのための意識啓発を図ります。

#### グラフ砂次の場面で男女が平等になっていると思いますか。



寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート (平成22年2月) 集計結果」より

#### 施策の内容

#### (1) 職場における意識啓発

事業所等における男女共同参画理解のための研修会実施を促進し ます。

#### (2) 地域における意識啓発

町民の意識啓発を図るために、男女共同参画に関連する講演会などを開催します。

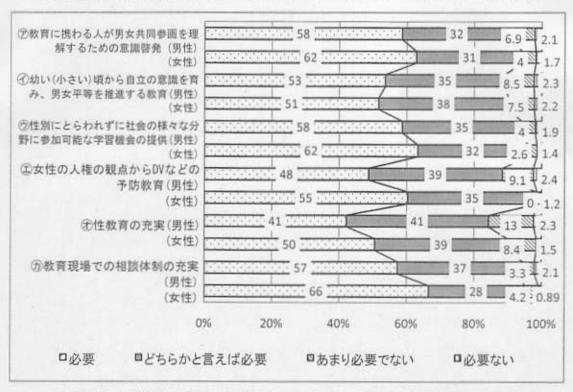
## 施策の基本的方向

## 2 家庭や学校における意識づくりの推進

将来を担う子ども達に、家庭生活を通して男女平等の意識を持ってもらう ことはとても大切です。そのためには、まず保護者の男女共同参画に対する 意識を高めることが必要であり、そのための講座などを開催します。

学校においても、子ども達に対する男女平等についての教育とともに、学校教育関係者への意識啓発が重要であり、そのために必要な学習や研修を開催します(グラフ(3参照)。

#### グラフ(3)男女共同参画社会を実現するために学校や社会教育の場等で必要な取組



寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート(平成22年2月)集計結果」より

## 施策の内容

### (1) 家庭における意識啓発

男女がお互いの役割を理解し、尊重する意識を醸成するために、生活に密着した講座や講演会を開催します。

## (2) 学校における意識啓発

児童・生徒向けに人権尊重を基礎とした人権教育を推進するとと もに、学校教育関係者向けに各種の研修会を実施します。 第5章

計画の推進

## 計画の推進

この計画の基本理念である「男女共同参画社会の形成」のためには、町はもとより、町民や事業所、関係団体などさまざまな主体の理解と協力が欠かせません。計画の推進にあたっては、それぞれの役割に応じた関わりができるよう体制を整備し、連携を図りながら取り組みます。

## 1 町民参加による推進

この計画を推進するためには、町民が「男女共同参画社会の形成」について自分自身の問題として捉え、計画の推進に主体的に関わることが必要です。 そのために、さむかわ男女共同参画プラン推進協議会を継続して設置し、 公募の委員や関係団体を代表する委員として、町民が計画の推進に関わる機 会を保障します。

また、同推進協議会の会議内容を公表することにより、町民との情報共有を図ります。

#### 2 庁内の推進体制

実施計画に位置付けられた事業の推進にあたり、関係各課等との連携・協力を図るため、さむかわ男女共同参画プラン連絡会を継続して設置します。

#### 3 関係各機関との連携

「男女共同参画社会の形成」のためには、町内のみならず、国や県、近隣 市町村やその他の関係団体などとの連携がとても重要です。こうした関係各 機関との情報交換を円滑に行うとともに、互いに連携・協力しながら計画の 推進を図ります。

#### 4 計画の進行管理

計画の進行管理は、実施計画に位置付けられた事業の進捗状況について、 関係各課等からの報告をもとに行います。取りまとめた内容について、さむ かわ男女共同参画プラン推進協議会に報告し、ご意見をいただきます。